

介護支援ボランティア活動制度

活用しませんか
いきいき介護サポーター

介護施設等でのボランティア活動を通じて・・・

介護予防

地域貢献

健康づくり

いつまでもお元気でいきいきと
暮らしていただくことを目的として活動しています。

介護サポーターは、介護施設等での活動時間に応じて
ポイントがもらえ、そのポイント数に応じた交付金を
山陽小野田市が交付しています。

活動例

～登録介護施設での
活動が対象です～

お話し相手



歌・楽器の演奏

お茶出し
配膳の手伝い
など・・・

活用するには？

対象の介護施設等…介護老人福祉施設、介護老人保健施設、小規模多機能
型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、認知症対応型通所
介護事業所、通所リハビリテーション事業所、通所介護事業所、山陽小野
田市社会福祉協議会に登録のあるふれあいいきいきサロン、特定施設入
居者生活介護

登録方法

- ◆登録に必要なもの
- ・印鑑

登録は、市社協または市高齢福祉課窓口で随時受け付けています。申請書をご記入いただき、受入機関の許可がおりたら、市高齢福祉課から決定通知が届きます。届いたら市社協にスタンプを取りに来てください。

募集～活動

受入希望アンケート調査（約4カ月に1回）を行っています。ご希望の活動や日時をご記入ください。

募集内容を市社協で取りまとめ、介護サポーター通信を通して募集



活動希望するサポーターから連絡



活動スタート

スタンプ

サポーターによる活動終了後、活動時間に応じてサポーター手帳にスタンプを押してください。

30分=1スタンプ
(1日最高4スタンプまで)



必ず活動状況確認の上、スタンプを押してください。

【お申込み・お問合せ】お気軽にご相談ください！

社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会
地域福祉課 地域福祉係

☎ 83-2344

<http://www.shakyo-sanono.com>

これ1台で安心・安全
もしもの時につながる 緊急通報システム



あんしんセンター 24時間365日
看護師が対応します

- ◆ 急に具合が悪くなった時など、ボタンひとつであんしんセンターへ連絡ができます。
- ◆ 24時間365日看護師が対応し、必要に応じて救急車の出動を要請します。
- ◆ 緊急時だけでなく、日頃から健康相談を受けることができます。
- ◆ 月に1度、あんしんセンターからお電話をして、お身体の様子を伺います。



◆注意事項◆

- ①外出先では使えません
- ②固定電話又は携帯電話が必要です
- ③原則、20分以内に駆けつけできる協力員が必要です

料金：市民税非課税世帯（対象者が課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下）月額0円
市民税非課税世帯（対象者が課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える）月額399円
市民税課税世帯 月額798円

このサービスに関するお問合せは

山陽小野田市 高齢福祉課 電話番号：0836-82-1171

補聴器購入費用を助成します

《 対象となる方 》 ※全てに当てはまる方

- (1) 山陽小野田市内に住所を有する65歳以上の方
- (2) 補聴器購入希望者本人の市町村民税が非課税である方
- (3) 聴覚障害に係る身体障害者手帳の交付を受けていない方
- (4) 両耳それぞれの会話音域の平均聴力レベルが40デシベル以上の方
- (5) 医師が補聴器の使用が必要であることを認める方（医師意見書の提出が必要です。）
- (6) 当該助成事業による助成金の交付を受けたことがない方（助成の決定を受けた日から、5年を経過した方を除きます。）

《 助成額 》 ※上限3万円です。

※補聴器本体（補聴器本体の付属品を含む。）の購入費の1/2の額（100円未満の端数切捨て。）を助成します。（上限：3万円）

《 注意事項 》

※申請前に購入した補聴器は助成対象外です。

※付属品のみ購入や補聴器の修繕費用は対象外です。

※助成の対象は「管理医療機器」として認定された補聴器です（オーディオ機器に分類される集音器は対象外となります。）。

【詳しくは、お問い合わせください。】

問合せ先 山陽小野田市福祉部高齢福祉課
(TEL 0836-82-1171)